

国 不 建 第 163 号
令 和 7 年 2 月 1 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第366号）附則第一項第三号に掲げる規定の施行を踏まえ、別紙のとおり「建設業許可事務ガイドラインについて」の所要の改正を行いました。

別紙の内容については、各地方整備局建政部長等に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところです。

貴団体におかれては、本通知の内容について、貴団体傘下の建設企業に対し周知、指導方お願い致します。

別紙：「建設業許可事務ガイドラインについて」

※下線をクリックしてご覧ください



「建設業許可事務ガイドラインについて」の改正について (概要)

令和 7 年 1 月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号において、一定の下請契約の額の下限（以下「特定建設業許可の下限額」という。）以上となる下請契約を結ぼうとする建設業者は特定建設業許可を要することとされているところ、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 2 条において、当該金額を 4,500 万円（建築工事業にあっては 7,000 万円）と規定している。

近年の建設工事費の高騰を踏まえ、特定建設業許可の下限額等を見直す「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」（令和 6 年政令第 366 号。以下「改正令」という。）が令和 6 年 12 月 11 日に公布され、令和 7 年 2 月 1 日に施行される。

これにより、特定建設業許可の下限額が 4,500 万円から 5,000 万円（建築工事業にあっては 7,000 万円から 8,000 万円）に見直されるため、建設業許可事務ガイドラインにおいても所要の改正を行う。

2. 建設業許可事務ガイドラインに係る改正内容

特定建設業許可の下限額について、改正令の施行にあわせ以下のとおり本ガイドラインに反映する。

■ P 9 4. 令第 2 条の「下請代金の額」について

新	旧
発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が <u>5,000</u> 万円（建築一式工事にあっては <u>8,000</u> 万円）以上の工事を下請施工させようとする時の <u>5,000</u> 万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。	発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が <u>4,500</u> 万円（建築一式工事にあっては <u>7,000</u> 万円）以上の工事を下請施工させようとする時の <u>4,500</u> 万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

3. 発出予定

令和 7 年 2 月 1 日